

令和2年6月3日

広島県知事 湯崎英彦 様

北広島町長 箕野博司



(仮称) 益田匹見風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する町意見

本町は、再生可能エネルギー全般について、平成29年3月に北広島町環境基本計画を策定し、推進しております。またバイオマスを利用した「芸北せどやま再生事業」や「バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業」に官民連携して取り組んでおり、地球温暖化の防止や地球環境の保全の面で自然の力を利用するエネルギーの重要性については、町民や町内事業者の理解が得られていると認識しております。

風力発電事業については、低炭素社会の構築に貢献する再生可能エネルギーの一つとされていますが、大自然が残る山地へ風力発電施設を建設することは、騒音・超低周波音、動植物及び生態系、景観等の環境へ重大な影響を与えます。事業地は、保安林、鳥獣保護区、国定公園、自然環境保全地域など、自然保護上重要な区域を含み、隣接しています。

特に、事業地に近い八幡湿原は環境省により「生物多様性保全上重要な湿地」に選定されています。また「21世紀に残したい日本の自然100選（森林文化協会 1982）」に加え、「にほんの里100選（朝日新聞社 2009）」、「生物多様性保全上重要な里地里山（環境省 2016）」に選定されており、湿原が属する八幡地区は自然環境や昔ながらの田園景観を観光資源として生業が営まれている地域です。当該事業は、先人から守り続けてきた「かけがえのない自然環境」を失い、「愛される眺望景観」を失い、近隣住民の「穏やかな生活環境」を失う等、多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

山間地における超大型風力発電事業は、稼働実績が少なく事後調査や表面化している問題が少ないため、環境影響評価については、事業者自らが風力発電事業の特性や地域特性に応じて、最悪条件を考慮して丁寧かつ適切に調査、予測及び評価をしていく必要があります。地球環境の保全を理由に、特定地域の住民から暮らしや産業を奪うことは、あつてはならないことです。

最終的な評価は、地元住民及び関係者に対する説明と合意形成を経て行うことが不可

欠です。平成31年4月1日の国会において風力発電施設の建設に言及し、世耕弘成経産相が「地域無視の事業推進は地元理解が得られているとは言えない」と述べているとおり、合意形成が得られない場合は、事業を中止するか、事業計画案の立案に戻ることを検討してください。

上記の基本的な考えを踏まえ、次のとおり意見を提出します。

記

別紙資料に「当該事業計画段階配慮書に対する経済産業大臣意見（令和元年10月24日）」への当該事業者の対応状況をまとめました。その結果、総論について適切な対応は4項目中2項目、不十分であるが対応有が1項目、各論では4項目中1項目、不十分であるが対応有が2項目でした。

令和2年1月に提出された環境影響評価方法書は、最新の知見や図書を調査することなく適切な措置が十分講じられていない部分が見受けられます。また、地域住民からは、事業を認めない旨の意見が町に寄せられており、「事業性配慮」段階での絞り込みが不十分であることが認められます。

以上のことと踏まえ、このたび提出された環境影響評価方法書による環境アセスメントを確実にすすめることはもちろん、不十分と認められる調査、予測及び評価については、適切な調査、予測及び評価を調査開始前までに公表し、地域住民に十分な説明と理解が得られるよう措置を講じてください。また、適切な措置の検討内容については経緯を含め、環境影響評価準備書に記載してください。

1. 総論

下記4項目及び各論を踏まえ、経済産業大臣意見に従った方法で調査、予測及び評価を行うこと。

- ・ 環境影響評価のための調査方法の策定について、地域住民及び北広島町生物多様性専門員等の専門家に意見を求めること。
- ・ 方法書に記載された動植物及び景観等への影響の評価に関して、北広島町生物多様性審議会の意見を求めること。

- ・ 調査方法について、住民等の理解が得られるよう、関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。
- ・ 送電計画を明示し、送電施設設置に対する環境影響評価手法を示すこと。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

- ・ 事業地周辺は騒音に係る苦情の発生数が極めて少ないところである。これは工場や自動車など少ないことが背景にある。そのため事業地に近い周辺住民は騒音の発生に対しての耐性が低いことが予測される。騒音については極めて慎重に評価する必要がある。
- ・ 予測に関しては、空気吸収、障壁、地表面の影響、稼働中及び手続き中の風力発電の影響を考慮し、採用した予測計算式を示すとともに、予測に用いた補正值及び、当該補正值を用いた理由を説明すること。また、センター図と予測値の表を併用し、個々の住宅や主な眺望点における騒音の予測が分かるよう示すこと。
- ・ 超低周波音については、最新情報を収集し、住民に説明すること。可聴音騒音レベルが低い場合でも、特定の周波数が卓越した音（鈍音性成分）が発生することがあり、わずらわしさにつながるとされている。準備書では、鈍音性成分についても評価すること。
- ・ 近接するスキー場「やわたハイランド 191 リゾート」は冬季における重要な観光施設であるため、特に詳細に影響の調査・解析を行い騒音、風車の影などの影響を回避すること。

(2) 水環境に対する影響

- ・ 対象事業実施区域の周囲に該当する「やわたハイランド 191 リゾート」は、専用水道の利用がある。近隣では工事道路用林道の改変があるため、調査地点に含め調査、予測及び評価すること。

(3) 動植物及び生態系に対する影響

- ・ 太田川源流に当たる柴木川と、高津川源流に当たる四見川とは、過去に河川争奪が起きた可能性が指摘されている。その根拠は、地形解析だけではなく、魚類の形態的類似性からも示唆されており、二つの河川いずれかの生物相が失われれば、当地区の地史を解明することが困難となる。そのため、希少種に限らず、水生動物への

影響については慎重に調査を実施し、影響を回避すること。

- 事業地に近い国定公園第1種特別地域は、面積が極めて小さい特別地域であるため、環境の変化による生態系の消失や、域内への外来種侵入など、周辺環境の改変に対して脆弱であることが容易に想定できる。第1種特別地域に隣接（近接）する事業は避けること。
- 第2種及び第3種特別地域についても、イヌワシ、クマタカ、ツキノワグマなど広範囲を利用する動物にとって個体群間での遺伝子交流を減少させる恐れがあるため、回廊としての連続性の面からも評価すること。
- 中国山地の花崗岩帯において湧水によって涵養される貧栄養湿地の創出・再生は、岡山県などを中心に実施されているが、人間による管理を離れて、湿地が保全・再生された事例は未だ無い。適切な環境保全措置は現時点では、集水域を含む範囲での工事を回避すること以外に実現可能な技術は存在しないため、湿地の存在が認められた時には、湿地やその集水域における工事を回避すること。

(4) 景観に対する影響・人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

- 送電計画を明示し、送電施設設置に対する環境影響評価手法を示すこと。
- 冠山、二川キャンプ場、聖湖キャンプ場は、西中国山地国定公園内において『主要な展望地』に含まれる。主な眺望点に追加し、調査、予測及び評価すること。また、主要な眺望点とは、調査地域内に存在する不特定かつ多数の者が利用している場所及び地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所のうち発電所を望むことができる場所と定義されている。図6.2-10 景観の調査位置の可視領域のうち、公民館、集会所等生活の場も『身近な景観』として調査すること。
- 八幡大歳神社社叢は、八幡盆地を形成する周辺の田園景観と一体となった姿に重要な価値があり、写真コンテストやカレンダー写真の材料となるなど、町民をはじめ八幡地区を訪ねる観光客やカメラマンの目的地の一つとなっている。天然記念物背景の景観については極めて慎重に評価する必要があるため、北広島町文化財保護専門員等の専門家に意見を求めるこ。
- 八幡地区には周囲に高層建築物が無く、視野も広いため、垂直見込角は1度では視認されると思われる。八幡地区からは「弥歛山の施設が気になる」という声が上がっているように、スカイラインを切断する構造物がすでに存在する。八幡地区における風車の見え方については、垂直見込角はより小さい値を採用するとともに眺望

の景色によっては支障ありと判断し、事業計画を修正すること。

- ・ フォトモンタージュに使用する写真は、最悪条件を考慮してコントラストの高い晴天時や、落葉時期や四季を通じてのものを使用して予測及び評価すること。フォトモンタージュ等による解析にあたっては、限定した眺望方向や、現在の森林状況だけではなく、国定公園としての景観が評価できるよう地域住民に十分な説明ができる解析及び評価をすること。景観においても累積的な影響を考慮すること。
- ・ 国定公園や散策道においては風致景観に及ぼす影響の予測及び軽減措置、代替手法の比較等について十分な調査を実施すること。風致は必ずしも可視的なもの、永続的なものに限られない。清浄な大気、野鳥の華麗な鳴き声などもまた、風致の構成要素である。よって、風車の音については、国定公園や散策道への影響を十分調査し、回避すること。
- ・ 近接するスキー場「やわたハイランド 191 リゾート」は重要な観光資源であるため、スキー場からの発電施設の見え方はもとより、スキー場を遠望した際のスキーリゾートの雰囲気も損なわれないように、影響の評価を行った上で、スキー場の運営事業者に対し、十分な説明を行い、理解を得ること。

(5) その他

- ・ 環境への負荷を最大限に回避・低減を行い、環境影響を回避又は十分な低減ができない場合には、事業地の再検討を行うなど、当該地域での事業の廃止も含めて事業計画の抜本的な見直しを行うこと。
- ・ 供用終了後の施設の撤去と跡地の整理について、どのように考えているか。また、撤去・更新する場合、工事の方法や金銭的な担保をどうするか。これらについて明示すること。
- ・ 今後、野生生物保護区等の各種法令に基づく保護措置が講じられた場合、事業対象区域から除外するよう努めるとともに、当地を知る専門家等の意見に従い、追加で当該区域を対象にした必要な調査を実施すること。
- ・ 北広島町が策定している「北広島町環境保全に関する条例／北広島町環境基本計画」、「北広島町生物多様性の保全に関する条例／生物多様性きたひろ戦略」、「北広島町サイン計画」との整合性について示すこと。

(6) 情報公開

- ・ 上記（1）から（6）の検討の経緯及び内容について、調査開始前までに公表し、

地域住民に十分な理解が得られるよう説明などの措置を講じること。措置の検討内容については経緯を含め、環境影響評価準備書に記載すること。

- ・他事業者による稼働中、及び環境影響評価手続き中の風力発電施設の累積的な評価が必要であるため、インターネットによる図書の公表及び印刷を縦覧期間終了後も継続して実施し、利便性の向上及び情報提供を行うこと。

以上

『アジア風力発電株式会社「(仮称) 益田匹見風力発電事業に係る計画段階配慮書」に対する経済産業大臣意見（令和元年10月24日）』への同社対応状況

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定【評価：×】

環境影響の重大性の程度を整理されないまま、回避又は低減できる可能性が高いと評価し、送電線について架線または地下埋設予定としている。

(2) 累積的な影響【評価：△】

稼働中の事業については累積的な影響について予測及び評価を行うことが計画されている。環境影響評価手続き中の事業については明示されていない。

(3) 事業計画の見直し【評価：○】

事業の実施による重大な影響等を回避または十分に低減できない場合は、事業計画の見直しを行うことが示されている。

(4) 環境保全措置の検討【評価：○】

環境保全措置の検討に当たっては、回避・低減を優先的に検討することが明示されている。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響【評価：△】

騒音の影響については、環境省のマニュアルに基づく対応が示されているが、住宅への影響については想定される地域のみの予測である。

(2) 風車の影に係る環境影響【評価：○】

調査、予測及び評価を行い、影響を回避または極力低減することが明示されている。

(3) 鳥類に対する影響【評価：×】

当地の状況を知る専門家等としては、町立高原の自然館、および民間の研究機関「西中国山地自然史研究会」があり、継続調査を実施している。適切な調査、予測のための方法を選定するにあたり、これら機関が最も適切と考えられるが、方法の選定にあたっては、事業者からこれら団体への意見聴取等を行った記録が無い。

(4) 景観に対する影響【評価：△】

方法書には、事業による影響を回避又は極力低減することが明示されているが、事業想定区域の周辺に位置する西中国山地国定公園内の主要な展望点のうち千町原以外の展望点が追加されていない。

